

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

事前照会に対する文書回答の範囲

Q : 法令解釈等についての事前相談に文書で回答する制度が始まったそうですが、どんな相談でも文書で回答してもらえるのですか。

A : 一定の要件を満たすもののみです。

【解説】

国税庁は、「事前照会に対する文書回答の実施について」と題する事務運営指針を制定し、税務上の取扱い等に関して行われる事前照会で一定の要件を満たすものについては、文書回答を行うことを明確化しました。

文書回答の対象とされるのは、①事前照会者が実際に行う（または行った）取引等に係る国税に関する法令の解釈・適用その他税務上の取扱いに関する照会で、これまでにその取扱いが明らかにされていないもの、②その業種等に共通する取引等に係る照会で、多数の納税者から同様の照会が予想されるもの、または反復継続して行われる取引等に係る照会で不特定多数の納税者に関わるものであること、③照会内容の審査に必要な資料の提出がされること、④照会及び文書回答の内容を公表することに同意すること、⑤申告前（源泉徴収等の場合は納付前）の照会であること、といった要件をすべて満たすものです。

一方、仮定の取引に係るものや事実関係が明らかでないもの、法令やすでに公表された通達・質疑事例で明らかにされているもの、事実関係の認定を伴うもの等は対象外とされ、役員の大報酬の判定や個々の相続財産の評価に関する照会などは対象外とされることが例示されています。

